

目 次

第1章 少量危険物の運用基準

第1節 総則

- 1 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の扱い..... 1-1-1
- 2 危険物の数量の算定..... 1-1-8

第2節 指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの遵守事項

- 1 可燃性の蒸気等が滞留するおそれのある場所..... 1-2-1
- 2 防火上安全な場所..... 1-2-1
- 3 防火上有効な隔壁..... 1-2-1
- 4 危険な温度..... 1-2-1
- 5 可燃性蒸気の換気..... 1-2-2
- 6 危険物を容器に収納し、又は詰め替える場合の基準..... 1-2-2
- 7 容器の積み重ね高さ..... 1-2-3
- 8 標識、掲示板..... 1-2-3
- 9 危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止するための附帯設備..... 1-2-4
- 10 温度測定装置..... 1-2-4
- 11 危険物を加熱又は乾燥する設備..... 1-2-4
- 12 圧力計及び安全装置..... 1-2-5
- 13 電気設備..... 1-2-5
- 14 静電気を有効に除去する措置..... 1-2-5
- 15 危険物を取り扱う配管..... 1-2-6
- 16 放電加工機に対する指導..... 1-2-9

第3節 屋外の少量危険物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備の基準

- 1 貯蔵、取扱い場所の明示..... 1-3-1
- 2 周囲の空地、防火上有効な塀..... 1-3-1
- 3 液状の危険物を取り扱う設備..... 1-3-2
- 4 架台の構造..... 1-3-4

第4節 屋内の少量危険物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備の基準

- 1 少量危険物貯蔵取扱所の構造..... 1-4-1
- 2 防火戸..... 1-4-1
- 3 危険物の浸透防止、傾斜、ためます..... 1-4-1
- 4 架台の構造..... 1-4-1
- 5 採光、照明及び換気の設備..... 1-4-2

6	可燃性蒸気排出設備.....	1-4-2
7	屋上に設ける少量危険物貯蔵取扱所の特例.....	1-4-3

第5節 タンク（地下タンク及び移動タンク以外）の基準

1	タンクの容量.....	1-5-1
2	圧力タンク.....	1-5-1
3	タンク本体の板厚.....	1-5-1
4	地震等により転倒等しない構造.....	1-5-2
5	安全装置及び通気管等.....	1-5-2
6	引火防止措置.....	1-5-2
7	危険物の量を自動的に表示する装置.....	1-5-2
8	注入口.....	1-5-3
9	開閉弁.....	1-5-3
10	緩衝装置.....	1-5-3
11	流出防止措置.....	1-5-4
12	底板の腐食防止措置.....	1-5-4

第6節 地下タンクの基準

1	タンクの容量.....	1-6-1
2	タンクの外面保護.....	1-6-1
3	安全装置及び通気管等.....	1-6-1
4	引火防止措置.....	1-6-1
5	注入口.....	1-6-1
6	タンクの設置方法.....	1-6-2
7	構造.....	1-6-3
8	タンクの基礎.....	1-6-3
9	タンク本体の構造.....	1-6-3
10	タンクの損傷防止措置.....	1-6-5
11	配管.....	1-6-5
12	漏えい検知管等.....	1-6-5

第7節 移動タンクの基準

1	タンクの容量.....	1-7-1
2	注入ホース.....	1-7-1
3	移動タンクからの容器の詰替え等.....	1-7-1
4	接地導線.....	1-7-1
5	注入管.....	1-7-2
6	火災予防上安全な場所.....	1-7-2

7	タンク本体の板厚.....	1-7-2
8	タンクの固定.....	1-7-3
9	安全装置.....	1-7-3
10	間仕切り.....	1-7-3
11	防波板.....	1-7-4
12	マンホール及び注入口のふた.....	1-7-5
13	防護柵.....	1-7-5
14	非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等.....	1-7-6
15	電気設備.....	1-7-6
16	その他.....	1-7-6

第8節 消火設備

1	移動タンク以外の少量危険物貯蔵取扱所.....	1-8-1
2	移動タンク.....	1-8-1

第2章 指定可燃物の運用基準

第1節 総則

1	指定可燃物の特性.....	2-1-1
2	品名の区分.....	2-1-1
3	指定可燃物の貯蔵及び取扱い.....	2-1-6
4	指定可燃物等を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の扱い.....	2-1-7
5	指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合の数量の算定.....	2-1-9
6	少量危険物及び指定可燃物を同一場所で貯蔵し、又は取り扱う場合の規制について	2-1-10

第2節 可燃性液体類等の技術上の基準

1	可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合の基準.....	2-2-1
2	容器の積み重ね高さ.....	2-2-1
3	貯蔵、取扱い場所の明示.....	2-2-1
4	周囲の空地、防火上有効な塀.....	2-2-1
5	条例別表第7に定める数量の20倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、 又は取り扱う場合.....	2-2-1

第3節 綿花類等の技術上の基準

1	綿花類等の貯蔵及び取扱いの基準.....	2-3-1
2	標識、掲示板.....	2-3-1
3	綿花類等（廃棄物固化燃料等及び合成樹脂類を除く。）を集積する場合.....	2-3-1
4	合成樹脂類を集積する場合.....	2-3-1

5	廃棄物固形化燃料等の位置、構造及び設備の基準.....	2-3-2
6	発泡性ポリスチレンビーズ及び発泡後のポリスチレンに対する指導事項.....	2-3-2
7	木質ペレットに対する指導事項.....	2-3-2

第4節 消火設備

第3章 附則

第1節	附則.....	3-1-1
-----	---------	-------

資 料

第 1	姫路市火災予防条例（第4章）改正履歴
第 2	少量危険物等貯蔵取扱所の危険物配管に係る規制要領
第 3	粉じんの発火度及び主要な危険性
第 4	各種液体の導電率
第 5	F R P タンクの安全な構造
第 6	満了停止制御装置の構造例
第 7	移動タンクの固定例
第 8	4 5 度傾斜バスケット法燃焼試験
第 9	粉粒状又は融点の低い合成樹脂の試験方法
第 10	発泡性ポリスチレンビーズの性状等